

銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づき融資を受けた市内の中小企業等に対し、予算の範囲内において、信用保証料の一部を補給することにより、事業者の負担を軽減し、事業の安定化を図ることを目的とし、当該補給金については、銚田市補給金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(保証料補給の対象)

第2条 この告示に定める信用保証料の補給を受けることができるものは、令和2年4月1日以降に市長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号、及び第2条第6項に基づく認定（以下「認定」という。）を受け、茨城県パワーアップ融資制度を利用するに当たり、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に信用保証料（以下「保証料」という。）を納付した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示に定める信用保証料の補給を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合には、この告示は適用しない。

(1) 市税の滞納がある場合

(2) その他市長がこの告示の適用を受けることが適当でないと認める場合

(補給金の額)

第3条 前条第1項に規定する要件を満たす者に係る補給金の額は、保証協会へ納付した保証料額（信用保証料総額の50パーセント以内）とする。

(補給金の交付申請)

第4条 補給金の交付を受けようとするものは、次に掲げる関係書類を添え、銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(1) 商工会が受付した茨城県パワーアップ融資申込書の写し

(2) 保証協会に保証料の納付をしたことがわかるものの写し

(3) 保証料を分納する場合はそれがわかるものの写し

(補給金交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 第5条の規定により補給金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称又は住所に変更があったとき。

(2) 借受人に変更があったとき。

(3) 金融機関との約定に変更があったとき。

(信用保証料補給金交付の取り消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金交付を取り消し、又

は交付した補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。

(2) 市長の指示命令に従わないとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月8日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日(以下「失効日」という。)以前に第4条の規定による申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (団体名及び代表者名)

⑩

連絡先

銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付申請書

私は、下記のとおり茨城県パワーアップ融資制度利用に伴い、信用保証料を茨城県信用保証協会に支払いましたので、補給金の交付を受けたく申請します。

記

信用保証料補給金申請額 _____ 円

※既信用保証料支払額と同額

< 融資内容 >

利用制度	茨城県パワーアップ融資制度		
制度利用金融機関及び支店			
融資額	円		
返済年数 (据置期間含)	年	完済予定日	年 月 日
保証承諾日	年 月 日		
信用保証料額	円		
既信用保証料支払額	円	残額	円
補助金支払方法	口座振替		
金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			